

平成 25 年 12 月 24 日
株式会社 愛知銀行

株主優待制度の拡充に関するお知らせ

株式会社愛知銀行（頭取 幅 健三）では、次年度の株主優待制度について下記のとおり拡充することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主優待制度拡充の目的

当行は、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝するとともに、当行株式への投資の魅力を高め、より多くの株主さまに当行株式を中長期的に保有していただき、当行に対するご理解を一層深めていただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。

このたび、より多くの株主さまに利用しやすい制度となるよう、次年度の株主優待制度を拡充いたします。

2. 株主優待制度拡充の概要

(1) ご利用いただける株主さま

平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された 1 単元（100 株）以上保有されている株主さま

(2) 株主優待制度拡充の内容

・ 優待内容

店頭表示金利に年 0.3%を上乗せした株主さま専用の『株主優遇定期預金』がお預け入れいただけます（金利の上乗せは初回満期日まで）。

・ 次年度の拡充内容

①株主優遇定期預金の預入上限額を、100 万円から 200 万円に引き上げます。

②株主優遇外貨定期預金（オープン型）を新設いたします。

預入期間 : 1・3・6 か月・1 年

取扱通貨 : 米ドル・オーストラリアドル

預入限度額 : 1,000 米ドル（またはオーストラリアドル）以上

20,000 米ドル（またはオーストラリアドル）以内

注) 優待につきましては、期間中、株主優遇定期預金または株主優遇外貨定期預金（オープン型）のいずれかをご選択いただき、1 回限り、一括してお預け入れいただきます。

以 上

株主優遇定期預金

(平成25年12月24日基準)

1. 商品名	・株主優遇定期預金
2. 取扱期間	・定時株主総会開催日の翌営業日～翌年6月30日(休日の場合は前営業日)
3. ご利用いただける方	・毎年3月31日現在で弊社株式を100株以上ご所有の株主ご本人さま (個人および法人の株主さまともご利用いただけます)
4. 必要確認書類	・お預け入れの際は、「株主優遇定期作成優待券」をご持参いただき、窓口へご提出ください ご提出がない場合は、本定期預金の利率が適用されないことがありますのでご注意ください(「株主優遇定期作成優待券」は回収させていただきます)
5. 取扱窓口	・全店 お取り扱いが店頭窓口のみとなります お預け入れは株主さまお一人一店舗に限らせていただきます
6. 預金の種類	・新たにお預け入れいただく期間1年の自動継続スーパー定期 元金継続または元利金継続の取り扱いができます 通帳式・証書式とも取り扱います
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入限度額 (3) 預入単位	・期間中、1回限りで一括してお預け入れいただきます ・株主ご本人さまお一人につき、10万円以上200万円まで ・1円単位
8. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時における「スーパー定期(300万円未満)1年もの店頭表示金利+年0.3%」を適用します ・金利上乗せは初回満期日までの1回限りで、継続後の上乗せはありません ・満期日以後に一括して支払います ・スーパー定期の計算方法を適用します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
10. 税金	・個人の株主さま：20.315%の分離課税(国税15.315%、地方税5%) 法人の株主さま：総合課税(非課税法人の場合は非課税) 平成25年1月1日以降お受け取りになるお利息には復興特別所得税0.315%が付加されています ・個人の株主さまは、マル優(少額貯蓄非課税制度)の取り扱いができます
11. 手数料	—
12. 付加できる特約事項	・個人の株主さまは総合口座の担保とすることができます (この預金を担保とする場合の貸越利率は、約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
13. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数に応じた次の期限前解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息をこの預金とともに払い戻します A 6か月未満 解約日における普通預金利率 B 6か月以上1年未満 預入日における期間6か月のスーパー定期(300万円未満)の店頭表示利率×70% 満期日前に解約する場合、上乗せ金利の適用はありません
14. その他参考となる事項	・自動継続後は通常のスーパー定期として取り扱います ・自動継続されなかった場合の満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・「株主優遇定期作成優待券」の再発行はいたしません ・「株主優遇定期作成優待券」は譲渡することはできません ・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます ・他の金利優遇制度・キャンペーンとの併用はできません
15. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

株主優遇外貨定期預金(オープン型)

(平成25年12月24日基準)

1. 商品名	・株主優遇外貨定期預金(オープン型)
2. 取扱期間	・定時株主総会開催日の翌営業日 ~ 翌年6月30日(休日の場合は前営業日)
3. ご利用いただける方	・毎年3月31日現在で弊社株式を100株以上ご所有の株主ご本人さま [個人(20才以上)および法人の株主さまともご利用いただけます]
4. 必要確認書類	・お預け入れの際は、「株主優遇定期作成優待券」をご持参いただき、窓口へご提出ください ご提出がない場合は、本定期預金の利率が適用されないことがありますのでご注意ください(「株主優遇定期作成優待券」は回収させていただきます)
5. 取扱窓口	・お取り扱い(預入・払戻)は口座開設店の店頭窓口のみとなります。 ・お預け入れは株主さまお一人一店舗に限らせていただきます。
6. 預金の種類	・新たにお預け入れいただく期間1・3・6か月・1年の自動継続[元利継続または元金継続(利息円貨受取型)](通帳式のみお取り扱いができます)
7. 預入方法 (1)預入方法 (2)取扱通貨 (3)預入限度額 (4)預入単位 (5)預入時の 換算レート	・期間中、1回限り、円預金及び外貨預金からの振替にて一括してお預け入れいただけます。 ・取扱通貨:米ドル、オーストラリアドル ・株主ご本人さまお一人につき、1,000米ドル(またはオーストラリアドル)以上20,000米ドル(またはオーストラリアドル)以内まで。 ・補助通貨単位 ・預入時の[電信売相場(TTS)]を適用します。
8. 払戻方法 (1)払戻方法 (2)払戻時の 換算レート	・満期日以後に一括して払い戻します ・払戻時の[電信買相場(TTB)]を適用します。
9. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・預入時における店頭表示金利に年0.3%上乗せした約定金利を適用します。 ・金利上乗せは初回満期日までの1回限りで、継続後の上乗せはありません ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1通貨単位(1米ドルまたは1オーストラリアドル)とし、1年を365日とする日割計算とします。
10. 税金 (1)お利息 (2)為替差益 (3)為替差損 (4)マル優の取扱	・個人の株主さま:20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) 法人の株主さま:総合課税(非課税法人の場合は非課税) 平成25年1月1日以降お受け取りになるお利息には復興特別所得税が付加されています。 ・総合課税所得として確定申告が必要です(ただし、年収2,000万以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与以外の所得が年間20万以下の場合は、確定申告は不要です)。 ・黒字の雑所得から控除することができます ・外貨預金はマル優のお取り扱いができません。
11. 手数料 ・円貨による預入・ 払戻	・円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(払戻時)は手数料[1ドルあたり片道1円(往復2円)、1オーストラリアドルあたり片道2円(往復4円)]がかかります。預入及び払戻の際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の電信売相場TTS(預入時)、電信買相場TTB(払戻時)をそれぞれ適用します。
12. 中途解約時の取り扱い	・中途解約は原則としてお取り扱いできません。当行がやむを得ないと認めて中途解約する場合には、金利について解約時の外貨普通預金金利を適用し、1年を365日として日割り計算します。(付利単位1通貨単位)別途費用がかかることがあります。 ・満期日前に解約する場合、上乗せ金利の適用はありません。

株式会社 愛知銀行

次葉に続きます

13. 信用リスク	・預金保険制度の対象外の商品です。
14. 為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金には為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円価額が預入時の払込円価額を下回るリスク(為替変動リスク)があります。 ・為替相場に変動がない場合でも往復の為替手数料(1米ドルあたり2円、1オーストラリアドルあたり4円)がかかるため、受取時の円価額が預入時の払込円価額を下回ることがあります。
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続後は通常の外貨定期預金として取り扱います。 ・窓口にて準備してあります「外貨定期預金契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)」をご参照ください。 ・「株主優遇定期作成優待券」の再発行はいたしません。 ・「株主優遇定期作成優待券」は譲渡することはできません。
16. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください
17. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

株式会社 愛知銀行